

議事要旨(3) 財務諸表表示専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）より、包括利益の表示に関する検討（①連結財務諸表における表示方法、②包括利益の定義と支配継続時の持分変動差額の会計処理との関係、③「包括利益の表示に関する会計基準（案）」のたたき台）及び非継続事業の区分表示等に関する検討について審議を行うことが説明された（審議事項（3）－1参考）。次に、荻原主任研究員より、両論点について詳細の説明が行われた（審議事項（3）－2参考）。

説明の後、委員からの主な発言及び事務局からの返答は次のようなものであった。

（包括利益の表示）

- 連結財務諸表における表示方法の1案と2案とではその他の包括利益（OCI）に関する情報量が異なるとの指摘に対して、事務局からは、フロー情報としてのOCIを親会社株主と少数株主に帰属する部分に区分した内訳の情報価値は高くないと考えられ、また、OCIのうち親会社株主に帰属する部分は連結株主資本等変動計算書で表示されることから、投資情報として2案で十分と考えている旨が説明された。
- 2案において、1計算書方式の場合に、当期純利益を際立たせるために、当期純利益の下に1行空白を入れたことはよいが、少数株主利益が二度表示される形になるため、表示タイトルの工夫が必要ではないか。
- 1計算書方式の場合の名称は、当期純利益の重要性を考えれば、例えば「連結損益及び包括利益計算書」とするのがよい。
- 四半期において注記情報は不要である。
- 包括利益を「企業の純資産に対する持分の所有者との直接的な取引によらない部分」と定義し、持分の所有者には子会社の少数株主を含むとすると、少数株主との取引から生ずる持分変動差額は、持分の所有者との直接的な取引（資本取引）という理解になるのではないか。

以上の意見に対して事務局からは引き続き検討することが説明された。

（非継続事業の区分表示等）

- IASB及びFASBでの検討状況について、IFRSと米国会計基準とでは非継続事業の定義が異なっており、定義の共通化をIASB及びFASBで検討中であるが、その完成目標が従来の予定よりも先送りされて2010年第1四半期となっていることが、事務局から説明された。この状況に鑑み、国内における非継続事業の区分表示についても作業予定を遅らせる方向で考えている旨が説明された。

以上